

入院時食事療養費について

所得区分		食事(1食につき)
現役並み所得・一般		510円
住民税 非課税等	区分Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内
		過去12か月の入院日数が90日超 (長期入院該当)
	区分Ⅰ	110円

※ 指定難病患者の方は、1食300円です。

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しております。

(朝食7時20分 昼食11時45分 夕食17時40分)

令和7年4月1日 改定
医療法人恵山会 丸山病院